

2023年9月11日



令和5年台風第13号に伴う災害に関して 被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います

経済産業省は、令和5年台風第13号に伴う災害に関して、福島県、茨城県及び千葉県の9市4町に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います。

1. 特別相談窓口の設置

福島県、茨城県及び千葉県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構関東本部、並びに関東経済産業局に特別相談窓口を設置します。(参考資料①参照)

2. 災害復旧貸付の実施

今般の台風により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、福島県、茨城県及び千葉県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。(参考資料②参照)

3. セーフティネット保証4号の適用

災害救助法が適用された福島県、茨城県及び千葉県の9市4町において、今般の台風の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

近日中に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を開始します。(参考資料③参照)

4. 既往債務の返済条件緩和等の対応

福島県、茨城県及び千葉県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の台風により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

5. 小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された福島県、茨城県及び千葉県の9市4町において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。(参考資料④参照)

<災害救助法適用地域>

福島県:いわき市、南相馬市

茨城県:日立市、高萩市、北茨城市

千葉県:茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、長生郡睦沢町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町

(本発表資料のお問合せ先)

1. 及び 5. に関するお問合せ先

中小企業庁経営安定対策室長 井上

担当者:田守、大崎、金山

電話:03-3501-1511(内線 5251~3)

メール:bzl-keieiantei-toiwase★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。

2. から 4. に関するお問合せ先

中小企業庁金融課長 神崎

担当者:来島、太田、加見

電話:03-3501-1511(内線 5271~5275)

メール:bzl-contact-finance★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。